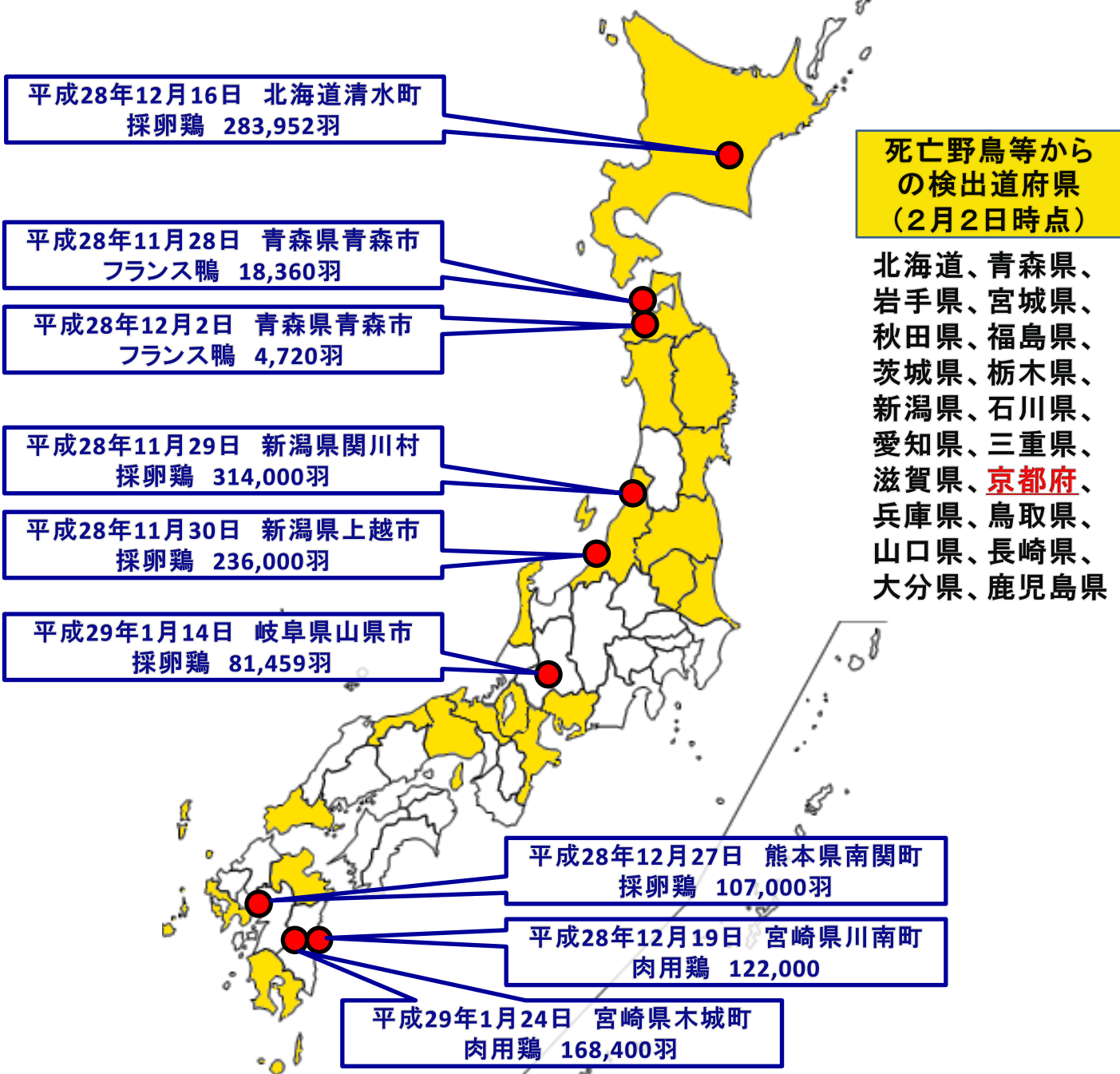


平成29年2月現在の鳥インフルエンザ情勢



死亡野鳥等からの検出道府県 (2月2日時点)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、石川県、愛知県、三重県、滋賀県、**京都府**、兵庫県、鳥取県、山口県、長崎県、大分県、鹿児島県

- ◆ **今期、6道県9農場で高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)が発生しています(発生農場の防疫措置は全て完了しています)。**
- ◆ **2月2日午前9時半現在、20道府県208検体の死亡野鳥等から高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)が検出されています。**
- ◆ **裏面内容にご留意いただき発生予防対策の徹底をお願いします。**

家きん飼養者の皆様へ

国内の家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生しています。本病に対する嚴重な警戒をお願いします。予防対策として、特に以下の点の点検・確認をお願いします。

(点検・確認事項)

- 野鳥、ねずみなどの野生動物対策として、
 - ・野鳥などの野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネットなどの設置とその破損
 - ・家きん舎の扉、壁、屋根、床などの破損や隙間
 - ・集卵コンベアや除糞ベルトと家きん舎の壁の間の隙間など、小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入しうる経路がないように、家きん舎の内部及び外部から詳細に点検・修繕してください。

- 野生動物を家きん舎近くに寄せ付けないように、
 - ・死亡家きんを家きん舎内に保管しない
 - ・家きん舎周辺の清掃、整理・整頓(周辺の草刈りなど)
 - ・家きん舎近くまで伸びている樹木の枝の剪定などの対策を行ってください。

- 車両は農場の出入口で入念に消毒し、家きん舎に入る者は、特に手指、衣服及び長靴の消毒を徹底してください。(消毒などの措置は、例外を作らずに必ず実施する、記帳により習慣付けるといった取組が重要です。)

- これまで以上に念入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行ってください。死亡数が増えた、元気がなくなった、産卵率が低下したといった家きんが増えたなどの異状を見つけた場合には、直ちに家畜保健衛生所に連絡(0772-43-1125:休日夜間転送)してください。